

町県民税の申告が必要な人

平成15年1月1日現在、熊野町内に住所がある人で、次の各項に該当する人は、申告書を提出しなければなりません。

ただし、所得税の確定申告をした人は不要です。

● 平成14年中に営業、農業、配当、不動産などの所得がある人

● 給与所得者で、地代、家賃、配当、農業などの給与以外の所得がある人（20万円以下）

下のときの所得税の確定申告は不要ですが、町県民税は必要です。)

● 平成14年中に退職した人
● 雜損控除、医療費控除、寄付金控除（一定制限あり）
などを受けようとしている人
● 熊野町に住所はないが、町内に事務所や家屋敷がある人

へ申告に必要なもの▼

◎印鑑

◎社会保険、生命保険、損害保険などの領収書、支払保険料の証明書

※次の社会保険の支払証明書が必要な人には、次の担当課で発行します。

・国民健康保険税

↓住民課で

・国民年金保険料→3月分までは住民課で発行できます

が、広島南社会保険事務所に申請すれば1月から12月分の証明書を発行できます。
TEL 253-7710

（次の説明は控除額等、基本的に所得税の場合です。）

パート収入の場合

パート収入は通常、給与所得になります。課税される所得は、パートの年収から、給与所得控除額（最低65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額です。

内職などの収入の場合

内職などの収入は、収入から必要経費を引いた残額が事業所得または雑所得となり、最低65万円の必要経費を差し引くことができます。適用対象者は、家内労働者、外交員、集金人など、特定の人継続して労務の提供をする人などです。

主婦と税金

- ◎筆記用具、電卓等計算用具
- ◎源泉徴収票など、各所得（収入）金額のわかるもの

収入が内職だけの場合、パート収入と同様に、年収103万円以下は所得税はかかりず、配偶者控除も受けられます。
※パートや内職（家内労働者等）の年収が100万円以下で

パート所得と税金（平成14年中）

平成14年中の所得金額 (給与収入の場合)	平成15年度 町 県 民 税	平成14年分 所 得 税	夫の所得金額から 配偶者控除額を 差し引くこと	夫の所得金額から 配偶者特別控除を 差し引くこと
35万円以下 (年収100万円以下)	かからない			できる
35万円超38万円未満 (年収100万円超103万円未満)		かからない	できる	できない
38万円 (年収103万円)	か か る			
38万円超76万円未満 (年収103万円超141万円未満)		か か る	できない	できる
76万円以上 (年収141万円以上)		か か る		できない

(注) 夫に均等割がかかっていれば、妻には均等割はかかりません。

この表は、夫に均等割がかかっているものとして、作成しています。